

現在、年金収入があるかたの市・県民税の納付については、ほとんどのかたが、年間4回に分けて個人で納めていただく「普通徴収」ですが、平成21年10月からは年金から天引きされる「特別徴収」になります。

これは、個人で納めていただく手間を省くことと、市・県民税の徴収事務の効率化を目的としています。

今回は、その概要についてお知らせします。

税務課市民税係 ☎ 1134

平成21年10月から

年金収入にかかる市・県民税の特別徴収が始まります

対象となるかた

次のすべての条件を満たすかたが対象となります。

- ① 平成21年4月1日現在で、65歳以上のかた
- ② 平成20年中に年金の支払いを受けているかた
- ③ 介護保険料が年金から天引きされているかた
- ④ ②の年金の受給額が年額18万円以上のかた（複数の年金を受給されている場合は、一つの年金について18万円以上であること）

条件を満たすすべてのかたが特別徴収されるわけではありません。

対象となる条件をすべて満たしていても、年金収入にかかる市・県民税が非課税となるかたは、年金からの特別徴収はされません。
例えば、平成20年中の年金収入が148万円未満（1回

の受給額がおよそ24万6000円未満）のかたは、市・県民税が非課税となるため特別徴収はされません。
また、扶養となる配偶者または親族がいる場合は、年金収入が次の表1の金額までは、特別徴収はされません。

表1

扶養人数	非課税限度額
1 人	192万8千円
2 人	220万8千円
3 人	248万8千円
以下1人増えるごとに28万円加算した金額	

対象となる年金

老齢基礎年金などの老齢・退職を事由として支給される国民年金・厚生年金・共済年金などで、障害年金や遺族年金は対象となりません。

対象となる税額

年金収入にかかる所得割と均等割のみとなります。
年金収入以外の給与やその他の所得にかかる市・県民税については、当面は今までどおり納税通知書や口座振替により、個人で納めていただくこととなります。

特別徴収の方法

年間6回の年金支払い時に、社会保険庁などの年金支払機関が天引きを行い、翌月10日までに市へ納入します。特別徴収の対象となるかた

表2 平成21年度市・県民税の年金特別徴収

徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
徴収額	平成21年度年税額の1/4ずつ		平成21年度年税額の1/6ずつ		

年税額の半分を2回に分けて納付

年税額の残り半分を3回に分けて年金から天引き

表3 平成22年度以降市・県民税の年金特別徴収

徴収方法	仮特別徴収			特別徴収		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
徴収額	前年10月からその翌年3月までに徴収した額の1/3ずつ			当年度年税額から仮特別徴収税額を引いた額の1/3ずつ		

前年度の10月から3月までに特別徴収された額を3回に分けて年金から天引き

年税額から仮特別徴収した額を引いた額を3回に分けて年金から天引き

特別徴収の通知

対象となるかたについては、平成21年6月中旬に税務課から案内文書を送付します。

特別徴収の対象となるかたについては、介護保険料、国民健康保険税などに続いて、市・県民税が年金から天引きされることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

くわしくは、税務課市民税係へ問い合わせください。